

【組織対策部】 5月19日 第37期（2022年2月～23年1月）の実質利回りは予定利率と配当から保険事務費を除き、令和4年度実利回りは16%となりました。

現在の保険会社の引受に第36回年金共済（まごころ）総会が全建総連で開催され、令和4年度実利回りの報告が全建総連よりありました。

## 実質利回り1・16%に 積立金のお知らせのご確認を

36回年金共済まごころ総会

割合は日本生命60・0%、明治安田生命14・5%、富国生命11・5%、太陽生命9・5%、第一生命4・5%です。2022年1月末現在、少・積立金の減少によつ

まごころの加入者は減少傾向が続いております。掛金（保険料）は、個々の加入者ごとに管理され

申告に必要な「生命保険料控除証明書」について

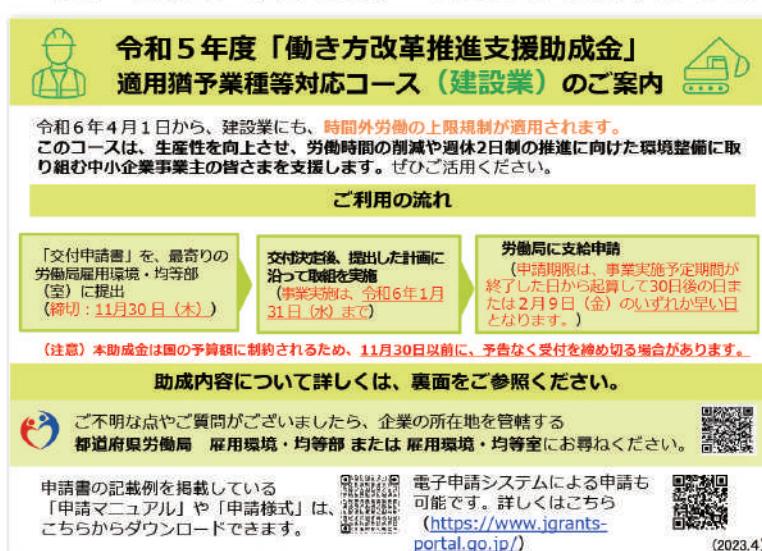
は、10月中旬ごろにお送りする予定です。

新しく加入されたい方へお問合せください。

組合員・家族の皆さん、組合員・家族の皆さんは、まごころを引き続き活用ください。

予定利率	1.26%
配当率	0.17%
保険事務費（保険会社の事務手数料）	▲0.27%
実質利回り	1.16%

# 時間外労働の上限規制導入まで残り10か月



## 環境整備に助成金

令和6年4月から建設業でも時間外労働規制等が強化されます。

推進のため厚生労働省は取り組みを行った事業者に対して助成金を交付します。

や週休2日制の推進に向けた環境整備を取り組む

と最大で830万円助成

されます。

詳細は愛媛労働局雇用

環境・均等室（TEL：089-941-4562）へお問い合わせください。

（2）へお問い合わせください。

全建総連主催（全4回無料）働き方改革対策セミナーまずは参加登録を

1日前にメールにて視聴用URLと資料のダウンロードができます。

4回連続セミナーです。お、事前にオンラインセミナーへ参加登録を行う

ことでのセミナーの開催日は是非6月20日以前に登録して、ルールや対応策などを学びましょう。

## 「働き方」変わります

1 施行：2024年4月1日～（建設業）

### 時間外労働の上限規制が導入

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

2 施行：2019年4月1日～

### 年次有給休暇の確実な取得が必要

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、季節を指定して有給休暇を与える必要があります。

3 施行：2019年4月1日～

### 正社員と非正規社員の間の不合理な待遇差が禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止



発行所  
愛媛県建設労働組合  
〒790-0012  
松山市湊町8丁目111-1  
TEL. 089-941-4562  
FAX. 089-947-6340  
発行人 甲斐 忍  
編集 教宣部  
[URL] http://www.ai-ken.org/  
[E-mail] info@ai-ken.org

### 組合員数の動向

加入者 27人  
脱退者 53人  
前月比▲26人  
5月末現在  
5,411人

令和5年度の建設国保に対する補助金を現行水準確保するため、7月末の厚生労働省概算要求前に全国一斉に行うハガキ要請に取り組み中です。  
組合員・家族の皆さんのご協力をお願いします。

お知らせ

## 予算要求ハガキ要請のお願い

第66回定期大会開催告知  
執行委員長 甲斐 忍  
愛媛県建設労働組合規約第23条により、次の通り第66回定期大会を開催します  
1、日 時 令和5年6月25日（日）午前9時30分開会  
2、場 所 「勤労会館」松本市宮田町132  
3、議 案 令和4年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
4、代 議 員 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
5、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
6、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
7、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
8、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
9、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
10、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
11、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
12、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
13、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
14、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
15、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
16、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
17、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
18、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
19、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
20、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
21、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
22、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
23、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
24、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
25、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
26、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
27、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
28、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
29、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
30、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
31、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
32、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
33、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
34、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
35、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
36、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
37、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
38、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
39、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
40、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
41、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
42、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
43、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
44、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
45、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
46、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
47、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
48、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
49、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
50、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
51、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
52、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
53、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
54、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
55、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
56、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
57、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
58、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
59、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
60、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
61、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
62、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
63、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
64、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
65、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
66、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
67、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
68、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
69、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
70、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
71、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
72、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
73、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
74、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
75、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
76、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
77、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
78、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
79、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
80、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
81、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
82、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当てる  
83、議 案 令和5年度運動方針案、予算案、代議員選出基準により、令和5年3月末の各支部組合員数に応じて各支部に割り当



## 無料法律相談 随時受付中

組合では、顧問弁護士による無料法律相談を行っています。

所定の手続きを行っていただければいつでも相談することができます。  
仕事上の相談はもちろんどの解決をサポートします。  
相談を希望する方は、諸注意を確認の上、所属組合では、顧問弁護士による無料法律相談を行っています。



久しぶりの懇親会で、カラオケや歓談に笑顔ほころぶ

申込みに際しての諸注意  
【甲斐 忍・松山・支部長・大工・70歳】4月中  
①この無料法律相談は、組合員本人の相談に限りませんのでお問い合わせください。  
②無料法律相談の申込みは、所属支部窓口を通じて申し込んでください。  
③無料法律相談には、組合員本人が必ず出席して下さい。  
④無料法律相談の相談時間は30分です。

申込みに際しての諸注意  
【甲斐 忍・松山・支部長・大工・61歳】4月  
①この無料法律相談は、組合員本人の相談に限りませんのでお問い合わせください。  
②無料法律相談の申込みは、所属支部窓口を通じて申し込んでください。  
③無料法律相談には、組合員本人が必ず出席して下さい。  
④無料法律相談の相談時間は30分です。

申込みに際しての諸注意  
【甲斐 忍・松山・支部長・大工・61歳】4月  
①この無料法律相談は、組合員本人の相談に限りませんのでお問い合わせください。  
②無料法律相談の申込みは、所属支部窓口を通じて申し込んでください。  
③無料法律相談には、組合員本人が必ず出席して下さい。  
④無料法律相談の相談時間は30分です。

申込みに際しての諸注意  
【甲斐 忍・松山・支部長・大工・70歳】4月中  
①この無料法律相談は、組合員本人の相談に限りませんのでお問い合わせください。  
②無料法律相談の申込みは、所属支部窓口を通じて申し込んでください。  
③無料法律相談には、組合員本人が必ず出席して下さい。  
④無料法律相談の相談時間は30分です。

申込みに際しての諸注意  
【甲斐 忍・松山・支部長・大工・61歳】4月  
①この無料法律相談は、組合員本人の相談に限りませんのでお問い合わせください。  
②無料法律相談の申込みは、所属支部窓口を通じて申し込んでください。  
③無料法律相談には、組合員本人が必ず出席して下さい。  
④無料法律相談の相談時間は30分です。

## 首里城復元現場を見学 令和8年に完成予定



### インボイス登録申請 通知まで約3か月

は e-Tax です。  
これから登録申請を行う場合に登録通知を受け取るまでの目安の期間は

正殿は、琉球王国最大の木造建築物で、中国と日本の築城文化が融合し、世界文化遺産に登録されました。現在は、復元に向けて

正殿は、琉球王国最大の木造建築物で、中国と日本の築城文化が融合し、世界文化遺産に登録されました。現在は、復元に向けて

正殿は、琉球王国最大の木造建築物で、中国と日本の築城文化が融合し、世界文化遺産に登録されました。現在は、復元に向けて

### 三間町で田植え 日焼けで真っ黒 おいしい新米のため



### 三間町で田植え 日焼けで真っ黒 おいしい新米のため

5月の連休までに植え終わると、お盆頃より稲刈りをします。  
おいしい新米ができるので、農家の人は水田の照り返し日焼けで真っ黒になります。  
久しぶりの懇親会では、久しぶりの懇親会では、カラオケや歓談にとても盛り上がり、皆さんに喜んでいただきました。

## 年金共済まごころ 月々5,000円から老後のゆとりを育ててみませんか?

### まごころの特徴

- ①全建総連の組合員のための年金共済制度。月払・1ヶ月5,000円から20ヶ月10万円まで(掛金見直しも可能)。
- ②掛け金は、毎月26日に自動引落。
- ③月払い加入者は1ヶ月10万円単位で「一時払積増」が可能【年2回】。
- ④一部引き出し可能。
- ⑤67歳まで加入ができ、60~70歳の間で、年金または一時金での選択。



### 加入モデルケース

#### ■月4口(20,000円)で加入した場合

加入年齢(歳)	積立期間(年)	払込金額	一時金	10年確定年金(男性月額)	10年保証期間付終身年金(男性月額)
50歳	15	3,600,000	3,815,600	33,400	18,700
55歳	10	2,400,000	2,473,700	21,600	12,100

#### ■一時払積増10口(100万円)を積増した場合

50歳	15	1,000,000	1,161,100	10,100	[5,700]
55歳	10	1,000,000	1,099,500	[9,600]	[5,400]

\*この金額は、2017年現在のものです。将来の受取額をお約束するものではなく、現在の利回りが続いた場合であり、下回る場合もあります。

#### お問い合わせ

所属組合または全建総連年金共済事業本部

〒169-8650 東京都新宿区高田馬場2-7-15 TEL 03-3200-6221

### Q&A

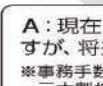
#### Q1 どうやって運営しているの?



A: 全建総連・年金共済事業本部が、各生命保険会社と契約をして、共済の運営にあたっています。引受保険会社は以下の通りです。  
なお、保険料は、一般的な生命保険料控除の対象で、年金で受け取るときや一時金で受け取るときは、課税対象となります。

日本生命(事務幹事会社)、明治安田生命、富国生命、太陽生命、第一生命

#### Q2 利回りはどうなっているの?



A: 現在、予定期率・年1.26%となっていますが、将来変更される場合があります。  
※事務手数料や、保険会社の事務手数料の関係で、元本割れ期間があります。



▶ホームページにアクセス

<http://1bb.jp/kyosai/magokoro/>

**2023年10月31日まで**  
期間限定キャンペーン・登録料無料!  
1万1000円

**工務店評価制度を活用して  
選ばれる工務店に**

**1. 工務店評価制度とは**

地域工務店や大工・一人掛けなど住宅建築に従事する事業者等の施工能力を客観的に評価・公開し、お客様からの信頼向上や適正な料金での仕事確保につなげるための国土交通大臣認定制度です。

**2. キャンペーンの目的**

全建設は、工務店評価制度で高い評価を得た地域工務店が、お客様に選ばれ、適正な利益を確保できる仕組みをつくることを目ざしています。今回の登録料無料キャンペーンにより、評価を受けた工務店を増やし、インターネット等でも登録した工務店を公認・宣伝しながら地域のお客様にアピールします。

**4. 手続きの流れ****私たちには工務店評価を受けました****■株式会社 鈴起建設**

愛知県名古屋市 / 新築・リフォーム・社寺建築  
<http://www.10-life.com>

全体評価 ★★★★☆ 85.0/100点  
内訳：基礎情報★★★★☆ 施工能力★★★★☆ コンプライアンス★★★★

鈴木 雄貴さん（全建設会員）  
地域のお客様にこれからも選んでもらえるよう工務店評価を受けました

当社は、昭和34年に名古屋市西区で創業いたしました。創業2年目より大工を目指す若者の育成にも取り組み、社内の一级建築士の管理のもとで伝統技術を活かした木造建築に取り組んでいます。地域のお客様にこれからも選んでもらうためにも「施工能力の見える化」が大切と考えています。

**■大保木建設**

神奈川県横浜市 / 新築・リフォーム

全体評価 ★★★★☆ 81.3/100点  
内訳：基礎情報★★★★☆ 施工能力★★★★☆ コンプライアンス★★★★

伊藤 保さん（神奈川県連）  
個人・一人親方もCCUS登録が工務店の評価にもつながります

個人事業主・一人親方に対する工務店評価（S基準）があると知り、評価を受けてみました。驚きの4つ。これからは個人事業主も建設キヤリアアップシステム（CCUS）に登録して工務店評価を活用するべきだと思います。

詳しいはこちらのHPをご覗ください。  
●国土省HP 専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度について  
[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/cus\\_s\\_mienku.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/cus_s_mienku.html)

●全建設連 HP 工務店評価制度の申請について  
<https://www.zenkensoren.org/training/sistemunyouini/ourumeri/koumenthyouka/>

**資格取得したら報奨金制度の活用を!****【区分1】支給金額：1万円**

一級建築士、設備設計一級建築士、構造設計一級建築士、単一等級技能士※1、一級技能士※1、一級施工管理技士（技術検定試験）、第一種電気工事士、電気主任技術者（第一種、第二種）、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、登録基幹技能者（全職種）

**【区分3】支給金額：2,000円**

各種作業主任者技能講習の修了者：ガス溶接、コンクリート破碎機、ずい道等の覆工、ずい道等の掘削等、採石のための掘削、鋼橋架設等、コンクリート橋架設等、特定化学物質及び四アルキル鉛等、鉛、木材加工用機械、地山の掘削及び土止め支保工、型枠支保工の組立て等、足場の組立て等、建築物の鉄骨の組立て等、木造建築物の組立て等、コンクリート造の工作物の解体等、酸素欠乏・硫黄化水素危険、有機溶剤、石綿

支給対象：受検（験）・支給時に組合員であること

**【区分2】支給金額：5,000円**

二級建築士、木造建築士、二級技能士※1、二級施工管理技士（技術検定試験）、第二種電気工事士、電気主任技術者（第三種）、電気通信工事主任者、職業訓練指導員免許※2、測量士、建築設備士、消防設備士、建築仕上改修施工監理技術者、道路標識点検診断士、発破技士、火薬類取扱保安責任者、消防設備点検資格者、海上起重作業管理技士、基礎施工士、1級エクアプロカ、ジエトグア技士、第一種冷媒冷却取扱技術者、運動施設施工技士、排水設備工事責任技術者、配水管工技能者、金属屋根工事技士、認定ビルマ、ブルーバイクライド、日本クリーン熱協会品質管理責任者

申請は所属支部窓口へ

**大西 健一・川之江三島・組織部長・电工・47歳**  
令和5年3月26日午前10時より、川之江文化センターにて川之江島出張所の保険証交換会を行いました。

ここ2年間は分散開催でした。がコロナ感染も落ち着き5種になりました。従来通りの新会が開催され行いました。



コロナ禍以前のように多くの組合員さんが集まる

組合員さん176人参加のもと、顧問の石川つよしさんの話、出張所長から今の中建の現状報告がありました。今回は近年な

建設キヤリアアップシステム（以下・CCUS）は2019年4月から本運用を開始し、22年度末には、計22万人の技能者、約21万

7千の事業者の方が登録され、多くの方に活用されています。24年3月末で本運用開始から5年となり、初期に登録した事業者から順

次、23年10月から更新手続きが開始される予定です。18年度に事業者登録を行った事業者の更新手続きの期間は23年10月から24年2月末までです。登録責任者宛てにメールにて更新手続きの案内が更新の6か月前に届き

月前にそれぞれ届きます。新規登録と同様に、インターネット（CCUSホームページ）または認定登録機関にて申請ができます。

**176人が集まり証を更新**  
近年になり値上がりを説明するため、なぜ値上がりしているかの説明と毎年お願ひしているハガキ要請など話をしました。当日来られなかつた組合員さんのために後日3月31日の夜に、組合事務所二階にて追加の交換会が行われました。

最後になりますが、役員の皆さん当日の会場設置・交換会などの準備ご苦労様でした。

**事業者更新手続き10月より開始****講習会のお知らせ**

「木造建築物・足場の組立等作業主任者講習会」を開催します。

**◆足場の組立等作業主任者講習会◆**

日時：令和5年8月22日（火）～23日（水）

**◆木造建築物の組立等作業主任者講習会◆**

日時：令和5年9月27日（水）～28日（木）

場所：愛建ビル5F  
松山市湊町8丁目111-1

受講料：9千円  
(税込・テキスト代込)

**◆型枠支保工の組立等作業主任者講習会◆**

受講者が集まり次第開催予定

※1技能検定

建設関係全32職種  
金属加工関係1職種（鉄工）  
電気・精密機械器具関係1職種（電気製図）  
木材・木製品・紙加工関係4職種（家具製作、建具製作、賣製作、表装）  
その他5職種（ビル設備管理、情報配線施工、ガラス用フィルム施工建築フィルム作業、ビルクリーニング、ハウスクリーニング）

※2職業訓練指導員免許36科

建築科、とび科、建設科、建築板金科、曇科、表具科、左官・タイル科、配管科、木工科、塗装科、塑性加工科、造園科、森林環境保全科、構造物鉄工科、電気科、電気工事科、建設機械運転科、ブロック建築科、石材科、屋根科、築炉科、さく井科、枠組壁建築科、プレハブ建築科、スレート科、防水科、インテリア科、床仕上げ科、熱絶縁科、サッシャ・ガラス施工科、広告美術科、建築物衛生管理科、建築物設備管理科、冷凍空調機器科、土木科、住宅設備機器科

